

戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (94)

2018年5月1日

小田中聡樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2016年7月号の最終回です。「五・教育・文化・マスコミ・その他の問題」の後半部分です。次回5月15日号から、2016年8月に起こった事象を取り扱います。)

(3)①7月6日、「イラク戦争調査報告書」表された(7月8日朝日新聞)。
(イラク戦争調査委員会)がイギリスで発 ②その報告書の(要旨)を先ず紹介する。

イラク戦争調査報告書(要点)

6日発表された英国のイラク戦争調査報告書のおもな内容は以下の通り。

調査の目的は、①2003年3月のイラク侵攻は正しく、必要だったか、②その後の事態へのよりよい準備は可能だったか、だ。

英国がイラク侵攻に参加した決定は、平和的選択肢を尽くす前に行われた。当時、軍事行動は最後の手段ではなかった。

ブレア英首相(当時)は、イラクの大量破壊兵器の脅威が確実なものだと述べたが、正当化できないものだった。イラクのフセイン大統領は、侵攻時に切迫した危険ではなかった。

イラク政策は、欠陥のある情報と評価に基づいて決定された。

2002年7月、同首相はブッシュ大統領(当時)に、「どんなことがあってもあなたと共にある」と私的書簡で表明した。

2003年3月、イラクに対する軍事行動を承認する国連安保理決議案への多数の支持が得られなかったとき、ブレア首相はフランスを非難したが、英国は実際には安保理の権威を傷つけていた。

当報告は、軍事行動が合法だったかどうかの見解は示さない。しかし英国の軍事行動に法的根拠があったと決定された状況は、満足とは程遠い。

侵攻後にイラクが不安定化し、アルカイダなどのテロがはびこる環境が生まれることを政府機関は明確に警告していたが、過小評価された。フセイン政権打倒後の計画は全く不十分だった。

部隊派遣の準備に不十分さがあり、装備などの不足を招いた。

200人以上の英国人がイラク戦争の結果死亡した。家族に深い苦しみをもたらした。

侵攻とその後の混乱で、15万人あるいはもっと多くのイラク国民が死亡した。イラク国民は大きな苦しみを味わった。

③同委員会は、ブラウン元首相が2009年 たものである。
上院議員や歴史家を構成員として立ち上げ ④この報告書から知ることができる点は

何か。

第一に、イギリス参戦が平和的選択肢を尽くす前に行われた、としている点である。つまり、平和的解決が可能であったと指摘しているのである。第二に、ブレア首相（当時）はイラクに大量破壊兵器の脅威が確実なものだと述べたが、報告書は、そのことは正当化できないものであったことを認めている点である。第三に、欠陥のある情報（＝誤った情報）に左右されてイラク参戦したことを認めている点である。第四に、イラク参戦が法的根拠なしに、つまり非合法に行われたことを認めていることである。第五に、イラク参戦がイラクの人々に深い苦しみを与えたことを反省していることである。

⑤2013年12月26日に日本もイラク戦争に参戦した。しかし、イラク参戦が正当であったかの検証は、日本では未だに十分には行われていない。日本政府は2012年12月、4頁の検証結果概要を公表したのみであり、「報告書」の本体は、“各国との信頼関係を損なう”として公表を拒否した（7月8日朝日新聞）。イラク戦争が醜悪な実態を持つものであったにも拘らず（なお拙著『希望としての憲法』（花伝社2004年）140頁以下参照）。

（4）①7月8日、市民団体「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」は、NHKの経営委員長に就任したJR九州相談役の石原進氏が3年前NHK会長に選任する経営委員会で、靱井勝人氏を推薦した経緯などについての質問書を経営委事務局に提出した（なお、靱井氏は、2017年1月に任期満了となるため、経営委は石原氏を中心に再任を含む次期会長の選考を行われなければならない）。

②質問書の概要は、次のようなものである。

①推薦した当事者（注一石原氏）としてどのような責任を感じ、次期会長にその責任をどう生かすのか、②石原氏が、憲法改正運動を進める安倍政権を支持する「日本会議福岡」の名誉顧問に就いていることは、公共放送を監督する組織の長として不適切であり、退任するかどうかの見解を求める、というものである（7月9日朝日新聞）。

③思うにNHKは、視聴者が受信料を支払う日本最大のメディア機関であり、公共的性格を持った放送機関である。その経営体のトップとして問題とされるべき点は、④石原氏が安倍政権を支持し改憲に積極的な右翼団体「日本会議」（前述）の要職についていること、⑤NHKの放送が靱井会長就任後は政権寄りの報道となったこと、真実を伝える報道でなくなったこと、むしろ真実・事実を歪め、世論を誤導する機関に堕したことである（世界2016年8月号参照）。

（5）①7月10日、「基礎教育保障学会」設立大会に向けて記者会見が行われた。この学会は、夜間中学、社会教育、外国人支援、子どもの貧困、障害者などの研究者や教育関係者が呼びかけ人となり、設立大会は8月21日（7月11日赤旗）。

②呼びかけ人の一人岩本陽光和光大学教授は、“基礎教育の学びからこぼれてしまった人が100万人以上いるなか、夜間中学や社会教育の充実など学ぶ機会をすべての人に保障する社会づくりを探究したい”と語り、また添田祥司福岡大学准教授は、“基礎教育とは、義務教育を基本としつつ、就学前教育、職業教育、成人教育など幅広い教育を指す”と述べ、夜間中学に5、6年間携わっ

ている見城慶和さん（えんぴつの会）は、“ひきこもりなどで約 220 万人が社会参加できていない。形式的な「卒業」など義務教育を形骸化させるのではなく、実質的な学びを保障していきたい”と語った。

③すべての人が人としての教育を受ける権利を保障する社会を実現しようとする取り組みとして、期待したいと思う。

（6）①6月25、26日の両日、日本平和学会が東京女子大学で開催された（7月12日赤旗）。

テーマは、「日本の軍事化の新段階と平和研究の課題 —— 暴力の諸相と対決思想」である。

②26日の「国連平和活動における暴力とその克服」をテーマとする部会では、井上実佳広島修道大学准教授が、国連の「ハイレベル独立パネル報告書」（2015年）をもとに報告した。その報告の概要は、次の通りである。

（i）国連平和維持活動（PKO）は、かつては自衛を超える武力の不行使が原則だったが、1990年代以降は、国連安保決議のもとで文民保護を目的として自衛を超える武力を行使するようになったこと、（ii）同報告書もその流れに沿って文民保護を PKO の「主たる任務」と述べていることを明らかにしていること、（iii）同報告書は、PKO があくまで「政治活動」であることを再認識すべきだと強調していること、その背景に、現場では PKO 派兵国が対応を主導してしまう実態への国連の危機感が反映していること、（iv）最近の PKO では、国連がアフリカ連合（AU）など地域機構との連携を強化していること、（v）軍事化を進める PKO が国連の枠組みだけでは必要な人員、組織などの資

源、各国の協力などの政治的意思を十分確保できなくなっている現状が生じていること、を報告した。

③また和田賢治武蔵野学院大学准教授は、（i）国連は2003年以降、PKO 要員による性的搾取・虐待の調査と処罰を明言して対策に乗り出したが、要員の訴追・処罰の権限は派兵国にあるため対応にばらつきがあり効果を上げていないこと、（ii）問題の背景に、PKO 要員と現地市民との間に経済力や政治的地位に格差があること、（iii）PKO そのものが地域に性産業を台頭させて女性の社会的地位を弱めていること、を報告した。

④半田滋東京新聞論説委員は、戦争法に盛り込まれた「駆け付け警護」（他国部隊や民間人への応戦）は自衛隊が要請したものであること、実際の任務の危険性を報告した。

⑤この平和学会の諸報告によって明らかにされたことは、第一に PKO 活動が戦闘そのものに近似した活動であることであること、第二に PKO が現地の住民にとって、いわば厄介な存在に墮していること、である。

（7）④7月12日、自民党がホームページで、学校での「政治的中立性」を逸脱した実例（いつ、どこで、誰が、何を行ったかを記入するよう求めた）の情報提供を求めていることについて、馳文科相は、活動の実態を把握するための一案だ、と述べて否定しなかった（7月14日、18日赤旗）。

⑥しかし、情報提供目的の調査は、いわば密告の勧めに等しいものであり、教師及び生徒の思想調査になる危険のある違法な行為である（教師の思想・言論・良心の自由の侵害）。

⑦なお、7月19日、全日本教職員組合（全

教)は、自民党が実施している「学校教育における政治的中立性に関する実態調査」の即時中止を求める談話を発表した(7月20日赤旗)。

談話は、(i)安倍政権が実態調査と称して国民に“密告”を求め、教育に不当に介入することは断じて許されないこと、(ii)18歳選挙権が実現した下で、発達段階に応じた主権者教育が豊かに積み上げられていくことが求められていること、(iii)日本国憲法を踏みにじり、“戦争する国づくり”をすすめる自民党の本質が表われていること、(iv)今回の調査は学校と教員のみならず、国民の思想・信条の自由を侵し、相互監視の社会をつくろうとするものであること(7月20日赤旗)、以上である。

㊦全く正当な談話であると考える。

㊧(i)7月20日、木原自民党文部科学部会長は、自民党が実施した「学校教育における政治的中立性についての実態調査」の調査結果を部会内のプロジェクトチーム(PT)で議論し、その後に「政治的中立性」を確保するための提言を出すという方針を

(二)以下では、これ迄書き残した問題を取り上げて書くことにする(順不同、テーマも異なる)。

①④北海道では2015年以降、新採用の職員に対する体験入隊を半ば強制的に行っている(7月31日赤旗)。

二泊三日の体験入隊は、千歳市にある陸上自衛隊第七師団で行われており、研修内容はすべて自衛隊が企画し、自衛隊式の訓練が行われている。

山田千歳市長は、“自衛隊の広報活動の一環であり、市としても了承している”と議会

明らかにした(7月21日赤旗)。

(ii)PTは、すでに5月に高校教員が政治的中立性を逸脱した場合に罰則を科すことができるように法改正を検討するという「中間とりまとめ」を発表していた。

(iii)木原部会長は、これ迄に調査で集めた情報の一部を文科省に渡し、対応を求めた。つまり、文科省に対し、自民党PTは、「政治的中立性」から逸脱していると目している教員に対し何らかの制裁措置を講ずるよう提言し、迫っていたのである。

(iv)そして、この提言を先取りした自治体が現れている。北海道教育委員会は、「学校教育における法令等違反に係る情報提供制度」を設置し、教職員の政治的行為や指導について法令違反の実例を集めている(7月21日朝日新聞)。

(v)このような、いわば「密告の制度化」の恐ろしいことは、人間を育てる教員が連帯意識を失い、萎縮し、真実を教える気風が鈍磨する恐れがあることである。そしてその影響は生徒にも及ぶであろう。

で答弁した。

㊨しかし、この訓練は、単なる自衛隊の広報活動ではない。一種の軍隊式洗脳教育である。

そしてこの洗脳教育は、憲法の思想・良心の自由に反し、かつ地方自治法にも違反する

ものである。地方自治法は「住民の福祉の増進を図ること」を基本的任務と定めており、思想調査はいかなる意味でも「福祉の増進」に該当しないからである。

②④7月11日、菅官房長官は、記者会見で、“南スーダンの首都ジュバの治安情勢が急激に悪化しているとしつつも、自衛隊の派兵は継続することをにじませる発言をした(7月12日赤旗)。そこで南スーダンの情勢について、谷口長世『南スーダン「駆け付け警護」と「戦争のできる普通の国」』、谷山博史『南スーダン PKO の本質と自衛隊の新任務』(世界2016年12月号)を参照しつつ、述べることにする。

③③南スーダンがアフリカ大陸で新しい国として独立したのは、2011年7月のことである。スーダン共和国から離脱したのである。そして2013年12月、キール大統領派とマシャール前副大統領派の間で内戦が発生した。そして2015年両派は停戦・和平に合意し、2016年に暫定統一政府が発足。ところが同年7月首都ジュバで大規模な戦闘が発生した。

⑤では、何故戦闘が発生したのか。谷山氏によれば、基本的には各勢力の石油利権をめぐる争いが原因である。

⑥ではこのような内戦に日本はどう関わらべきかを考えてみたい。

(i) 日本は、南スーダン独立後2012年から自衛隊を派遣している(PKO司令部への要員派遣は2008年から)。道路建設などを担う施設部隊だったが、2015年PKO法改正により、2016年11月に派遣される部隊から「駆け付け警護」が始まる可能性が高いと谷山氏はみている。

(ii) この見方に基づいて、日本が南スーダン内戦にいかなる関わり方をすべきかを考えたい。

そもそも自衛隊を派遣するためには、PKO派遣5原則の「紛争当事者の停戦合意」「紛争当事者のPKO派遣の同意」が必要である(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第3条)。従って内戦状態にある南スーダンへの自衛隊の派遣は、PKO5原則に反し違法である。

(iii) それだけではない。自衛隊の南スーダンへの派遣は、「駆け付け警護」の名目で内戦に巻き込まれ、南スーダンの現地の人々や自衛隊員自身も殺したり殺されたり、命を絶つことがあり得るのである。

(iv) この点と関連して、谷山氏の指摘することを引用する。

紛争地で武装勢力や政府軍を相手に「駆け付け警護」や宿営地の共同防衛のために武器を用いれば、紛争の当事者になる恐れがある。すなわち交戦状態の中で自衛隊が住民を殺したり、自衛隊自身が死傷する恐れがある。それなのになぜ自衛隊員を敢えて危険に晒そうとするのであろうか。

また、NGOを武装勢力の攻撃から「駆け付け警護」で守るというが、南スーダンで活動するNGOは、スーダン政府軍からもPKOの軍からも距離を置こうとしている。人道危機に対処するために自らの中立を担保しなければ、かえって危険が高まるからである。

南スーダンでは日本の自衛隊のことを知る人は少なくとも、日本の民生支援を知る人は多い。日本は民生支援によって南スーダンの人々の信頼を獲得してきたのである。それなのになぜ政府は武器を用いることで、あるいは武器を用いざるを得ない環境に自衛隊を置くことで人々の信頼を失う危険を冒そうとするのであろうか。

2014年の国連総会での演説で、安倍首相は、オバマ大統領の要請を受けて、日本はアフ

リカでのPKOをより一層展開すると発言した。アメリカに反感を持つ人の多いアフリカで、この発言を喜ぶ人がいるであろうか。少なくとも、アメリカへの反感が強く、PKOに対しても反感が生まれている南スーダンでは逆効果である。

(v) 2016年7月22日、中谷防衛相は、南スーダンの在留邦人の避難のため自衛隊のC130輸送機3機について撤収命令を出した。

ところが中谷防衛相は、南スーダンの情勢について、記者団に対し、“全般として平穏だ”と説明した。

(vi) また2016年7月27日、菅官房長官は、記者団に対し、陸上自衛隊がPKOに参加している南スーダンで副大統領が解任さ

れ治安の悪化が懸念されていることについて、“武力紛争が発生したとは考えておらず、PKO参加5原則が崩れたとは思っていない”と述べ、自衛隊派遣を継続する方針を表明した(7月28日赤旗)。

(vii) しかし、自衛隊の南スーダン派遣継続は、南スーダンの内戦をむしろ激化させる行為であり、平和憲法に悖る措置である。このことは、前に引用した谷山論文が論証している通りである。

② 原発問題

(1) ⑦7月9日から大津地裁が関西電力高浜3,4号機の運転差止め仮処分を決定したことに対して、関西電力が申し立てた異議について、大津地裁(裁判長山本善彦)は、7月12日、異議を却下し、原決定を認める決定を出した(7月13日赤旗)。

⑧決定は、福島原発事故の原因も分かっているから、新規制基準に適合しているからといっても、それだけで安全

だとは言えないし、社会的に許容されない、とした。

⑨関西電力は、この決定に不服として保全抗告する方針を明らかにした(7月13日朝日新聞)。なお、関西電力の保全抗告は、大阪高裁によって2017年3月28日、認められた。従って高浜原発は再稼働が可能となった。

③最後に従軍慰安婦問題について記す。

⑩7月25日、岸田外相(日本)と尹炳世外相(韓国)が会談し、2015年12月に締結した慰安婦問題合意の履行を改めて確認した(7月26日朝日新聞)。

⑪日本政府は、これ迄にソウル大使館そばに設置された少女像の移転を要求してきた。「元慰安婦を支援する財団」に運営資金として10億円を拠出する運びとなっていた。

ところが自民党の間に慎重論があり、こ

の日(7月25日)には拠出の時期には触れなかった。

⑫7月28日、韓国政府は、2015年12月の日韓合意に基づいて、元慰安婦の名誉回復事業などを行う財団を設立するとした。財団は、7月28日第一回理事会を開き、正式に発足した。名称は「和解・癒し財団」であり、理事長には金兌玄誠信女子大名誉教授が就任した。事業としては、元慰安婦に一定額を支給する案が浮上している(7月28

日朝日新聞)。

㊤しかし、合意には反発する動きも強い。7月27日にもソウルの日本大使館近くで反対集会が開かれ、約1000人が参加した。その主張は、日韓合意の破棄であり、少女像を守らなければならないことである。

㊤元慰安婦の支援団体・韓国挺身隊問題対策協議会(挺対協)の尹代表は、記者団に対し「少女像は追悼と記憶の象徴…日本政府が少女像を撤去しようとする意図そのも

のが、この歴史を消そうとするものだ」と語り、移転に反対する意思を明快に語った。

㊤私は、少女像の撤去に反対する韓国人の立場・見方は、正しいと考える。少女像は、かつて朝鮮を植民地と化し、暴政で苦しめてきた日本の過去の恥ずべき歴史の象徴なのである。韓国の人々にとっては、少女像撤去は、すなわちその歴史を消し去る行為なのである。

(以下次号)